

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス



《厚生年金基金・確定給付企業年金関係》

平成24年6月20日

「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」第7回会合について

6月19日、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」の第7回会合が開催されましたので、その概要についてご案内いたします。

第7回会合では、これまでの議論を踏まえ、「財政運営の在り方」および「厚生年金基金制度等の在り方」について各委員の意見および更なる論点（表1）について議論が行われました。

＜表1＞これまでの主な意見の整理

項 目		これまでの主な意見（○）／更なる論点（◆）
財政運営の在り方	1. 予定利率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○代行部分は厚生年金本体の運用実績を元に計算している。予定利率を用いて計算するのは基本プラスアルファ部分と加算部分であることを議論の前提として明確にすべき。</li> <li>○財政健全化の観点からは、基本プラスアルファ部分および加算部分の高い予定利率を引下げる必要がある。</li> <li>◆予定利率を引下げやすくする観点から、どのような方策が考えられるか。</li> </ul>
	2. 積立不足への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給付減額に係る手続要件・理由要件を見直すべき。</li> <li>○企業年金は退職金という意味で賃金の一部であり、減額要件の緩和・廃止には反対。</li> <li>○中小企業の場合、金融機関との関係があり容易に赤字とするわけにはいかないという実態も考えて欲しい。</li> <li>◆掛金引上げの期間・方法等をどのように見直すべきか。</li> <li>◆現行の指定基金制度をどのように見直すべきか。</li> </ul>
	3. 解散基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合基金の解散手続についてももう少し柔軟に考えるべき。</li> <li>○解散要件は給付減額要件とのバランスで考える必要がある。</li> <li>◆厚生労働大臣による解散命令の発動基準の明確化についてどのように考えるか。</li> </ul>
厚生年金基金制度等の在り方	1. 代行制度の意義・役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在代行割れしている基金もかつては財政状況が良かった時代もあり、代行制度が中長期にわたり持続できるかどうかは、基金の側だけでなく厚生年金本体に与えるリスク等も含めて判断すべき。</li> <li>○公的年金の保険料引上げや積立金の減少につながるリスクを残す基金制度はこれ以上続けるべきでなく、一定の期間をおいて廃止すべき。</li> <li>○厚生年金本体にリスクを負わずに基金制度を維持とした場合、厚生労働大臣による解散命令の出動や支払保証制度の活用なども考えられる。</li> <li>○総合型基金の上乗せ部分の給付は非常に低く、代行部分がなくなればDBやDCとして存続することは難しい。こうした問題</li> </ul>

<b>厚生年金基金制度等の在り方</b>		<p>への展望を打ち出さずに一律に制度廃止してしまうことは問題がある。</p> <p>○財政状況が悪い基金だけでなく良い基金もあり、また資産運用も単年度ではなく長期的に見る必要がある。一律の制度廃止は、中小企業の企業年金を減らすことになり、受給権保護の観点から問題がある。</p> <p>○代行制度の廃止は、中小企業の企業年金への影響だけでなく、企業年金連合会による中途脱退者の年金給付にも影響を与えるなどの課題が多く難しい。</p>
	<p>2. 深刻化する代行割れ問題への対応</p> <p>3. 総合型厚生年金基金の在り方</p>	<p>○代行部分の積立不足は母体企業が責任を持って負担することが基本であるが、一方で中小企業の連鎖倒産等による地域経済・雇用への影響、さらに基金を構成する企業が全て倒産した場合には結果的には厚生年金本体の財政へ影響することなどを踏まえれば、問題を先延ばしせず、早急に制度的に対応する必要がある。</p> <p>○具体的には、厚生年金の被保険者に納得が得られる仕組みであるということを基本としつつ、①最低責任準備金の計算方法の見直し（「期ズレ」および「0.875」の是正）、②分割納付に際してのいわゆる「連帯債務」に係る債権・債務関係の見直し、などの方策が考えられる。</p> <p>○また、解散の際に、母体企業の財務諸表にそれまで簿外債務となっていた年金給付債務が計上されることに伴い、母体企業の資金調達に大きな支障が生じることのないよう金融行政と連携しつつ対応を検討する必要がある。</p>
	<p>4. 中小企業の企業年金の在り方</p>	<p>○中小企業の労働者や非正規労働者の老後を支える仕組みとしては、企業年金という枠にとらわれず、自助努力をサポートする新しい枠組みを議論していくべき。</p> <p>○中小企業にとって現在のDBやDCをより使いやすいものにしていく必要があり、そのような観点から、税制の問題も含めて建設的な議論をしていくべき。</p> <p>○運用のスケールメリットを生かすという点では、企業年金連合会のようなところに運用委託できるような仕組みをつくることも選択肢の一つになる。</p> <p>◆中小企業における企業年金の普及や、中小企業の労働者の老後を支える仕組みとして、より幅広い観点からどのようなことが考えられるか。</p>

（出所）第7回有識者会議「資料1」を基に作成。

なお、有識者会議の開催は次回（6月29日（金）予定）で最後となり、これまでの議論をとりまとめた最終報告が提示される予定です。

<ご参考資料>

「第7回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」配布資料  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002d8vj.html>

以上